

令和4年12月2日

都市整備部建築課

## 江東区事務手数料条例の改正概要について

### 1 改正理由

都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、江東区事務手数料条例の一部を改正する（都市整備部関係手数料）。

### 2 改正概要

建築物の認定単位について、共同住宅等の住戸ごとの認定の申請手数料を廃止し、複合建築物の住宅部分（全体）のみの認定等の申請手数料を新設するとともに、所要規定の整備を行う。

### 3 施行期日（予定）

公布の日から施行する。

### 4 改正時期

令和5年第一回区議会定例会に提案予定